

提出図面一覧

基本設計完了時、実施設計完了時、完工時にはそれぞれ次に示す図面を提出すること。

なお、提出図面の部数については、図面提出前に市担当者に確認を行い、必要に応じて調整を行うこと。

1. 基本設計完了時提出物

(1) 図面

a. 共通図

- ・表紙 ・案内図 ・基本計画説明図 ・配置図 ・面積表

b. 建築図等

- ・建築計画概要書 ・配置図 ・各階平面図 ・立面図 ・断面図 ・仕上表
- ・各室面積表

c. 電気設備図等

- ・電気設備計画概要書 ・配置図 ・各設備系統図
- ・各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）
- ・各階必要設備諸元表

d. 空調・給排水衛生設備図等

- ・空調・給排水衛生設備計画概要書 ・配置図 ・各設備系統図
- ・各階平面図（主要機器のプロット図、主要配管等のルート図程度）
- ・各階必要設備諸元表

(2) 説明資料

- ・意匠計画書 ・構造計画書 ・ランニングコスト計算書 ・負荷計算書
- ・ユニバーサルデザイン検討書 ・コスト縮減検討書 ・概算費用
- ・採用設備計画比較検討書
- ・近隣対策検討書（電波障害机上検討等）
- ・工事計画書（建設計画 工程計画）
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(3) 透視図

- ・鳥瞰図 ・外観図 ・内観図

（提案内容に基づき市が指定する箇所とする。外観図については、提出前に提案内容に基づくイメージ図を3パターン市に提示し、外観イメージの調整を行うこと。）

(4) 電子納品（報告書及び図面）

- ・市が指定する方法により納品すること。

2. 実施設計完了時提出物

(1) 図面

a. 共通図

- ・表紙 ・図面目録 ・特記仕様書 ・案内図 ・配置図 ・面積表 ・工事区分表
- ・仮設計画図 ・平均地盤算定図 ・敷地高低測量図 ・敷地測量図 ・真北測量図

b. 建築設計図

- ・仕上表 ・平面図 ・立面図 ・断面図 ・矩計図 ・詳細図 ・展開図 ・天井伏図
- ・建具表 ・基礎、杭伏図 ・基礎梁伏図 ・各階伏図 ・軸組図 ・断面リスト
- ・基礎配筋図 ・各階配筋図 ・鉄骨詳細図 ・工作物等詳細図

c. 外構設計図

- ・外構平面図 ・縦横断面図 ・各部詳細図 ・雨水排水計画図 ・污水雑排水計画図
- ・植栽図

d. 電気設備設計図（屋外も含む）

- ・変電設備図（機器配置図、系統図）
- ・電灯設備図（平面図、分電盤図、照明器具図、系統図）
- ・動力設備図（平面図、系統図、制御盤図）
- ・構内情報通信網設備図（平面図、系統図、端子盤図）
- ・テレビ共同受信設備図（平面図、系統図、機器図）
- ・防犯管理設備図（平面図、系統図、機器図）
- ・避雷針配線及び取付図
- ・弱電設備図 ・テレビ電波障害対策図

e. 空調・給排水設備設計図

- ・空気設備図〔空調、換気、計装〕（平面図、詳細図、系統図、機器表）
- ・給排水衛生設備図〔給排水、給湯、ガス、消火〕
(屋外平面図、平面図、詳細図、系統図、機器表、器具表)
- ・エレベーター設備図（機械室詳細図、かご詳細図、シャフト縦断面図、各部詳細図）

(2) 工事費内訳書明細

(3) 設計計算書

- ・構造計算書 ・雨水排水流量計算書 ・機械設備設計計算書
- ・電気設備設計計算書 ・省エネルギー計算書 ・ランニングコスト計算書
- ・ライフサイクルコスト計算書

(4) 各種申請協議書

(5) 積算調書

- ・数量計算書
- ・積算根拠図面

(6) 設計説明書等

- ・ユニバーサルデザイン説明書 ・コスト縮減説明書 ・環境対策説明書
- ・リサイクル計画書 ・法的検討書
- ・室内空気中化学物質の抑制措置検討書
- ・その他提案内容により必要となる説明書等

(7) 透視図

- ・鳥瞰図 ・外観図 ・内観図
(提案内容に基づき市が指定する箇所とする。)

(8) 電子納品（報告書及び図面）

- ・市が指定する方法により納品すること。

3. 完工時提出物

(1) 工事記録写真

(2) 完工図

- ・完工図（建築）一式
- ・完工図（電気設備）一式
- ・完工図（空調設備）一式
- ・完工図（給排水設備）一式
- ・完工図（器具備品配置票）一式

(3) 一覧表

- ・建築資材リスト（下地材も含む）
- ・設備機器リスト

(4) 器具備品財産管理台帳

(5) 器具備品カタログ

- ・カタログ・保証書・取説書

(6) 完工写真

a. 完工写真の著作権等については、次のとおりとすること。

- ・選定事業者は市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。
- ・選定事業者は、かかる完工写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。

b. 選定事業者は完工写真の使用について次の事項を保証すること。

- ・完工写真是、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作権名を表示しないものとする。
- ・選定事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完工写真が公表されないようにし、かつ、完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

(7) 電子納品（図面及び写真等）

- ・市が指定する方法により納品すること。